

## こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務の手数料（税込み金額）

### 1 一戸建ての住宅

条件	手数料（戸当たり）
こどもみらい住宅証明書のみ	37,000 円(※1)
こどもみらい住宅証明書+確認申請	32,000 円(※1)

(※1) 当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方が適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準の一方が適合している場合は、こどもみらい住宅証明書のみの方は表の半額の 18,000 円、こどもみらい住宅証明書+確認申請の場合は表の半額の 16,000 円とします。

### 2 共同住宅等

#### (1) 個別依頼

条件	手数料（戸当たり）
こどもみらい住宅証明書のみ	40,000 円(※2)
こどもみらい住宅証明書+確認申請	35,000 円(※2)

(※2) 当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準と一次エネルギー消費量の両方が基準に適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準の一方が適合している場合は、こどもみらい住宅証明書のみの方は表の半額の 20,000 円、こどもみらい住宅証明書+確認申請の場合は表の半額の 17,000 円とします。

#### (2) 一括依頼

条件	手数料（棟当たり）
こどもみらい住宅証明書のみ	46,000 円(※3、※4)
こどもみらい住宅証明書+確認申請	12,000 円(※3、※4)

(※3) 共同住宅等の戸数が 2～4 戸：50,000 円、5～15 戸：99,000 円、

16～45 戸：157,000 円、46～100 戸：212,000 円を手数料に加算します。

(※4) 当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方が適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表）の評価書等において、外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準の一方が適合していない場合は、上記で算定した額の半額とします。（1,000 円未満切り捨て）

【注 1】 変更に係る証明書発行業務の手数料は、上記手数料の半額とします。

（1,000 円未満切り捨て）

【注 2】 再発行の手数料は、証明証 1 件につき 2,200 円とします。

【注 3】 「こどもみらい住宅証明書」とは「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」のことです。

（附則） この手数料は、令和 4 年 3 月 1 日から適用します。

(別表)

適合審査へ活用できる評価書等の例

評価書等	省略対象となる条件等
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上を取得しているもの
建設住宅性能評価書	
BELS 評価書 (外皮基準について「適合」と表示されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準
BELS 評価書 (一次エネルギー消費量について「☆☆以上」と表示) されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量等の基準
フラット 35S 適合証明書 (金利 A プランの省エネルギーの基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)	

「基準省令」とは、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号) をいう。

- 提出図書については、外皮性能の基準が適合していない場合、又は一次エネルギー消費量の基準が適合していない場合は、これを適合にする検討資料の提出が必要になります。